明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁一七）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一六九、一七〇）　一
○除籍の一部が滅失した件（法務二六五）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二六六）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二六七、二六八）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二六九～二七三）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同二七四）　三
○東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の有効期間の延長に関する件（外務一七六）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一一）　七
○保安林の指定をする件（農林水産八八九、八九〇）　七
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同八九一）　七
○肥料の登録が失効した件（同八九二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一六一）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一二一）　七

〔国会事項〕

内閣　法務省　諸事項　八

〔人事異動〕

官庁　財団、鉄道財団用紙閉鎖関係　八

〔皇室事項〕

裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八

〔資料〕

機械受注統計調査報告（平成二十九年三月）（実績）（内閣府）　八

〔公告〕

会社その他　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八

告示

○金融庁告示第十七号

スイス・リー・インターナショナル・エスイーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十四日

金融庁長官　森　信親

日本における代表者の氏名及び住所　ポール・アトキンソン　東京都品川区北品川四丁目七番三十七号御殿山トラストコート一一二四

○総務省告示第百六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月二十四日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十九年度日米共同訓練（アラスカ州アンカレッジ）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十九年五月二十五日から平成二十九年六月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　百三十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第百七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月二十四日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十九年度日米共同訓練（アラスカ州フェアバンクス）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十九年五月二十五日から平成二十九年六月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　百八十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス